

樋口直喜 一般質問

2017.03.09：平成29年第2回定例会（第17日・03月09日）

○樋口直喜議員 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております二つの項目について一般質問を申し上げます。

初めに、一項目めの犬猫販売店に対する監視指導についてであります。

今回こちらを取り上げさせていただいたのは、ごらんになった方もいらっしゃるかもしれませんが、ことしの一月二十九日付の朝日新聞で、犬猫流通監督できていますかという見出しで三分の一ページ程度を割いた記事が掲載され、そちらを読まれた市民の方から、川越市の対応はこのままでいいのかといったお問い合わせをいただきましたことが発端でございます。

この記事について、少し長くなりますが引用をさせていただきますと思います。

記事は、劣悪な環境での飼育や病弱なペット販売など、犬や猫を取り扱う繁殖業者やペット店にまつわるトラブルが相次いでいる。動物取扱業者への自治体の監視指導は十分なのかという書き出しから始まりです。続いて、朝日新聞の調査では、犬猫は二〇一五年度に前年度より約十萬匹多い約八十五萬匹が流通していた一方で、一部では業者規制が形骸化している実態も見えてきたとし、調査は十六年十二月、動物愛護行政を担う全国百十五の自治体を対象に行ったとしており、その後少し割愛して引用を続けますが、十三年九月に施行された改正動物愛護法（動愛法）で新たに設けられた業者規制についての対応状況を聞くと、一部の自治体で法律の適切な運用が行われていない実態が浮かび上がってきた。

まず、犬猫を販売する繁殖業者やペット店が各自治体に提出するよう義務づけられた犬猫等販売業者定期報告届出書、業者は各年度の終了後六十日以内に所管する自治体に提出するよう定められているが、九十九自治体の平均回収率は八七%にとどまった。全ての業者から回収したという自治体が二十三ある一方、大阪市や福岡市では回収率が五〇%台であった。動愛法を適切に運用すれば、提出を怠ったり虚偽の報告をし

たりした業者に対しては二十万円以下の罰金が科される。

また、犬猫等販売業者に対して備え付けを義務づけた帳簿について確認をしていない自治体が三つ、括弧づけで北九州市、埼玉県川越市、高知市、あった。帳簿を備えていなかったり虚偽の記事を記載していたりした場合は、やはり二十万円以下の罰金が科される規定になっている。

改正動愛法で新たに禁止された幼齢個体の販売に関しても監視指導を行っていない自治体が五つ、こちらも括弧づけで神戸市、北九州市、川越市、高知市、三重県四日市市、あった。子犬や子猫を生後五十六日までは販売してはならないという規制は、法改正の目玉だった。

業者への定期的な立ち入り調査の頻度については、一から三年に一回以上という自治体が四三%だった。だが、定期的に行うのは五年に一回以上か、そもそも定期的な立入調査をしていないという自治体も四七%に上ったと書かれており、記事は続きますが、大変不名誉な形で川越市の名前が記事に上がっていることが確認できます。

この記事の趣旨としましては、これらが監視指導における担当の人手不足に起因していること、また、小池百合子東京都知事の昨年十二月の都議会で答弁である、動物取扱業者に法令順守を徹底させて適正に監視指導を行うためには、犬や猫を飼育するケージの大きさなど、飼養の施設や飼養環境に関して省令などによってより具体的な基準を盛り込むことが必要と考えますなどという発言や、ペットに関する法制度に詳しい弁護士言葉として、自治体職員が適切な指導監督機能を果たさなければ、取扱業規制は、まさに絵に描いた餅になる。人員不足や予算の問題があるのなら、自治体職員の負担を軽減するという側面からも、取扱業規制については、例えば飼養施設の大きさや繁殖回数等に関する具体的な数値基準を盛り込むべきだろうといった発言等を紹介し、現状の業者規制には

具体的な基準が示されておらず、その適正な監視指導が難しいという実態も示されているわけではあります。全国自治体へのアンケートの結果として川越市の名前が、うれしくない形で御紹介されてしまっていることは事実であります。

私にお問い合わせいただいた市民の方も、人手不足や基準のあいまいさの課題は認めつつも、他の多くの自治体を実施できていることがこの川越市でできていないというのはいかなるものかといった趣旨でございました。

記事が示すように、人手不足や基準のあいまいさにより指導が行き届いていないという全国の自治体が抱える共通の課題もあろうかとは思いますが、御指摘いただいた方がおっしゃるように、全国の自治体の中で三つ、または五つという特定の自治体として名指しされている部分については、他の自治体では実施できていることであり、川越市といたしましても人手不足や基準のあいまいさを理由には看過できないポイントであります。

そこで、この記事は実施したアンケートをもとに書かれているとされているわけではあります。改めてこの記事に書かれている内容について川越市の実態、事実確認をさせていただきたいと思っております。

まず、一回目の一点目、基本的なところではございますが、監視指導の法的根拠となる二〇一三年に施行された改正動物愛護管理法の主な概要はどのようなものか、また、犬猫の販売業者及び行政機関に対してどのような内容が義務づけられたのかお伺いいたします。

二点目として、記事内でも、アンケート結果として平均回収率が八七%として触れられていた、犬猫販売店が自治体に提出する犬猫等販売業者定期報告届出書の回収状況は、現在どの程度かお伺いいたします。

三点目として、確認していない三つの自治体の一つとして名指しをされてしまった点ではあります。犬猫販売店に対して備えつけが義務づけられた帳簿の確認についてどのように行っていたのか、アンケートによる記事への事実確認としてお伺いいたします。

四点目として、こちらは監視指導を行っていない五つの自治体の一つとして名指しされてしまった点である、改正動物愛護管理法で新たに禁止された幼齢個体の販売に関する確認についてどのように行っていたのか、こちらの記事の事実確認としてお伺いいたします。

五点目として、記事の中でも、定期的な立入検査は多くの自治体で実施できていないという実態が示されておりましたが、犬猫販売店に対する立入検査はどの程度実施しているのかお伺いいたします。

以上、一項目め、五点をお伺いいたします。

次に、二項目めの商店街振興における諸課題についてでございます。

私は川越駅のすぐそばで生まれ、川越駅や本川越駅といった駅の整備や、またサンロード商店街がクリアモール商店街へと発展していく様子等を肌で感じながら成長してきており、川越市の発展は商店街の発展とともにあり、商店街の発展振興なくしては川越市の発展もまたないものだと感じております。

また、昨年には七百四万人を超える観光客にいらしていただいたという御報告もいただきました。これは大変喜ばしいニュースです。これまで御尽力いただいてきたことのすばらしい成果でもあります。今後もこの観光に強い川越市としての魅力を高めていくことは必要だとは思いますが、ただただ観光に来てもらうだけではなく、観光客がふえることの効果、市内経済への影響を考えると、やはり観光客の方々には商店で買い物をしていただくことが重要です。今後さらに観光客がふえ、商店街が振興する、また、商店街が振興することにより観光客がふえるといった好循環を生み出していくことが必要であります。観光振興については、これまでも一般質問をさせていただいておりますが、今回は商店街振興の側面から質問をさせていただきたいと思っております。

さて、川越市では商店街振興のための調査資料として平成二十二年度に商店会カルテが作成されておりましたが、ここで数年ぶりにこの商店会カルテが新しく更新されると伺っております。そこで、二項目めの一回目として、以前作成した商店会カルテはどのような目的で作成され、どのように活用されたのかお伺いいたします。

あわせて、二点目として、更新される商店会カルテと以前の商店会カルテの違いは何か、また、更新される商店会カルテをどのように活用されるのかお伺いいたします。

また、先ほど述べたように、増加している観光客の方々をいかに商店街へ回遊誘導するかは、観光振興と産業振興の取り組みの相乗効果にもつながる商店街振興の重要なポイントであります。そこで、三点目として、観光客を周辺の商店街に誘引するためにどのような取り組みを行っているのかお伺いいたします。

四点目として、川越市の商店街の中でも代表的な商店街の一つであるクリアモールを構成する商店街の特徴を市としてどのように捉えているのかお伺いいたしまして、一回目の質問とさせていただきます。

(松田裕二保健医療部長登壇)

○松田裕二保健医療部長 御答弁申し上げます。

二〇一三年に改正されました動物の愛護及び管理に関する法律の主な概要及び義務づけの内容についてでございます。

改正の主な概要につきましては、終生飼養の徹底、犬猫等販売業者による適正な取り扱いの推進及び罰則の強化でございます。終生飼養の徹底につきましては、動物の所有者及び犬猫等販売業者の責務として明記され、都道府県等は終生飼養に反する理由による犬猫の引き取りを拒否できるようになりました。犬猫等販売業者による適正な取り扱いの推進につきましては、犬猫等販売業者に対し新たに多くの義務が課されました。罰則の強化につきましては、主な内容を申し上げますと、愛護動物をみだりに殺し、または傷つけた者に対する法定刑について、二年以下の懲役または二百万円以下の罰金に引き上げられました。

次に、犬猫の販売業者に対する主な義務づけの内容につきましては、獣医師との連携の確保、終生飼養の確保、犬猫等健康安全計画の策定、個体ごとの帳簿の作成・管理、毎年一回の所有状況報告、幼齢の犬猫の販売禁止でございます。なお、行政機関に対する特段の義務づけはございません。

次に、犬猫の販売業者が自治体に提出する犬猫等販売業者定期報告届出書の回収状況でございます。

現在、市内の犬猫の販売施設は四十二施設ございますが、四十一施設から届出書が提出されており、回収状況は九八%でございます。一施設につきましても継続して届出書を提出するよう指導しております。

次に、犬猫の販売施設に対して備えつけを義務づけられた個体ごとの品種、所有日、販売先等を記載した帳簿の確認についてでございます。

犬猫を扱う動物取扱業の新規登録時及び更新時に環境省令で定める飼養施設の構造、規模、管理等のさまざまな基準に適合しているかを確認しております。また、その際、帳簿については、その作成に係る指導は実施してはありますが、その後、帳簿が備えつけられているかどうかの確認はしておりませんでした。

次に、二〇一三年に改正された動物の愛護及び管理に関する法律で新たに禁止された幼齢個体の販売に関する確認についてでございます。

幼齢個体とは現在のところ、生後四十九日を経過しない犬または猫と規定されております。その販売の確認に重点を置いた監視指導は実施してはおりませんでした。犬猫を扱う動物取扱業の新規登録時及び更新時や市民等から犬猫の販売施設に関する苦情や現地確認が必要な情報が寄せられた場合に実施しております。

次に、犬猫の販売施設に対する立入検査の実施頻度

についてでございます。

犬猫の販売施設の立入検査は、動物取扱業の新規登録時及び五年ごとの更新時に実施しております。また、市民等から犬猫の販売施設に関する苦情や現地確認が必要な情報が寄せられた場合に適宜立入検査を実施しております。

以上でございます。

(田中三喜雄産業観光部長登壇)

○田中三喜雄産業観光部長 御答弁申し上げます。

初めに、以前作成した商店街カルテの目的と活用状況についてでございます。

商店街カルテは、市内商店街の実態、現状の取り組み等をきめ細かく調査することにより、商店街の現状及び課題を把握し、商店街活性化の方向性や商業振興活性化施策を検討する上での基礎資料となるため、平成二十二年度に作成したものでございます。

また、この商店街カルテを活用いたしまして商店街の概要及び課題を把握するほか、川越市商店街等空き店舗情報登録制度や川越市商店街空き店舗対策事業補助金といった施策の立案や商店街への支援制度の見直しを行っております。

続きまして、新旧の商店街カルテの違いと今後の活用についてでございます。

新旧の商店街カルテの違いでございますが、今年度作成しますカルテは、空き店舗の調査方法や商店街マップの作成方法を見直し、より精度の高いものとなるよう努めました。また、質問項目の充実を図るとともに、職員が商店街を個別に訪問し、商店街から生の声をお聞かせいただくなど、より詳細な実態の把握に努めました。

新たな商店街カルテの今後の活用につきましては、商店街の皆様にご協力をいただきながら、情報の更新・充実に努め、これまで以上にきめの細かい商店街の課題解決に向けた支援、また、第四次川越市総合計画や川越市産業振興ビジョンに掲げております商店街活性化のための施策の推進に活用してまいりたいと考えております。

次に、観光客を周辺の商店街に誘引するための取り組みについてでございます。

市では、各商店街において観光客を含めお客様を呼び込むイベントを開催する場合に、川越市商店街振興促進補助要綱に基づきその経費の一部を助成しております。また、県内だけでなく全国各地の商店街が、その地域の特徴や行事などを上手に活用し、商店街の活性化と誘客に結びついている事例などの情報を随時商店街に提供いたしまして、商店街がイベント等の事業を行う際の参考にしていただけるよう取り組ん

でおります。

クレアモールを構成する商店街の特徴についてでございます。

クレアモールは、川越サンロード商店街振興組合と川越新富町商店街振興組合により構成された、距離にしておよそ一キロメートルの商店街でございます。通りには飲食店や衣料品店など三百を超えるたくさんの店舗が立ち並び、買い物や通勤・通学の歩行者が非常に多く、また、観光客も目立つなど、県内でも有数の活気と通行量を誇る市内商店街の中心的な存在であると認識しております。

これらの商店街では今年度、近隣の商店街や大型店などと連携して実施した川越ハロウィンキッズパレードや今年度で十三回目を迎えた小江戸川越素人ちんどんフェスティバルなど、まちの活性化、にぎわいの創出のためのさまざまな取り組みを実施しております。また、このような来街者に向けた活動にとどまらず、商店街街路灯の整備や美化活動など、川越の玄関口の商店街として地域に根差した活動についても積極的に行っているものと認識しております。

以上でございます。

(樋口直喜議員登壇)

○樋口直喜議員 それぞれ御答弁いただき、ありがとうございました。

まず、改正動愛法の概要及び販売業者及び行政機関への義務を伺いました。

改正の主な概要としては、犬猫販売業者による適正な取り扱いの推進及び罰則の強化であり、義務づけの中には、確かに今回の記事に触れられている個体ごとの帳簿の作成管理、毎年一回の所有状況報告、幼齢の犬猫の販売禁止が販売業者に課されている一方、これらに対する行政機関への法的な義務づけはないことが示されました。

新聞記事には一部の自治体で法律の適切な運用が行われていない実態が浮かび上がってきたと記載があり、行政が義務を果たしていないとも読めなくもない内容ではありますが、実際には法律上義務が課されているのは販売業者であり、行政には義務としては課されておらず、適正な監視指導を実施することで、義務づけられている販売業者の適正な取り扱いを推進することができるという立場であるという点は整理しておくべきであると思います。

とは言いましても、もちろん、販売業者を信頼しと言えば聞こえはいいですが、全てを任せ監視指導が行き届いていなければ、義務を果たしていない販売業者が存在したとしても気づくことができず、結果として、記事にあるように、法律の適切な運用が行われていな

い、業者規制が形骸化していると言われてしまうのもいたし方がないところではあります。

また、それぞれ記事で示されたアンケート結果について川越市の実態も御答弁いただきました。

平均回収率八七%と示されていた犬猫等販売業者定期報告届出書の回収について川越市では九八%、残る一施設についても指導がなされていること、立入検査については、動物取扱業の登録更新時である五年ごとに実施するとともに、苦情などを受けた際に便宜実施されており、他の自治体の水準以上または同等に実施されており、人手不足が指摘されている中にもありながら日々御努力いただいていることが理解できました。

しかし、記事の中で名差しをされてしまっていた帳簿の確認、幼齢個体の販売に関する課題について、それらの適正な運用を意図した監視指導は実施されていなかったという点では事実であったようにあります。

さきに触れた点では、他の自治体の水準以上か同等に御努力いただいていることを鑑みますと、帳簿と幼齢個体の販売の確認についても、他のほとんどの自治体と同等に川越市でも実施することが可能なのではないかと考えます。

そこで、帳簿や幼齢個体の販売に関する確認について市は今後どのように対応していくのかお伺いし、一項目めの質問とさせていただきます。

二項目めの商店街振興における諸課題についても御答弁いただきました。

まず、商店会カルテについてですが、実態調査により商店街の現状及び課題を把握し、商店街活性化の方向性を検討するための基礎資料であること、また、新たな商店会カルテとしては、さらに精度の高いものとし、より詳細な実態の把握をすること、また、今後の活用としては、情報の更新充実に努め、これまで以上にきめの細かい課題解決への支援をするために活用する旨御答弁いただきました。

商店会カルテは、私も以前のものを拝見させていただいておりますが、それぞれの商店会の強みや弱みなど、特徴等が整理されており、それぞれの商店会が今後発展していくための道しるべともなる、とても有効な資料であると思います。今回数年ぶりに更新されることになりましたが、その目的には実態把握も含んでいるということですので、数年の期間をあけてしまいますと実態もかなり変わってまいります。ぜひ、御答弁いただきましたように、情報の更新充実に努め、それぞれの商店会に合った支援をしていただけますよう申し上げます。

また、観光客誘引のための取り組みとしては、各商

店街が開催するイベントの経費の助成、全国各地の事例の紹介等の情報提供が主なようであります。御答弁では触れられておりませんでした。今回の予算にも立門前線道路詳細設計として挙げられている道路の美装化などの取り組みも、視覚的にエリアの一体化を認知させることによって観光客の方を誘導し、回遊性を高めるための有効な施策であると感じております。川越市中心市街地活性化基本計画の基本方針にも、歩いて回遊したいまちづくりが挙げられておりますが、歩いている観光客の方が足を延ばしてみようと思う動機づくりとして、エリアを一体として視覚的にアピールする施策は有効であると考えますので、未整備の地域も含めまして整備には期待をしているところであります。

さらに、クレアモール商店街を構成する商店街の特徴にも御答弁いただきました。

クレアモールが二つの商店会によって構成されていること、県内有数の活気と通行量を誇る商店会で、市内商店街の中心的な存在であり、川越の玄関口として地域に根差した活動を積極的に行っている商店街であると捉えているとお答えいただきました。

県内有数の活気と通行量ということが示すように、活性化という点ではかなり進んでおり、川越市の商店街の中でも成功事例と言える商店街に発展していることがうかがえます。そういった意味では、それぞれの商店街の特性はあるもののクレアモールの成功事例は、他の多くの市内商店街の参考となる一方、クレアモールが抱える課題は市内の商店街がさらに発展をしていったときに直面し得る課題であると捉えることができます。

現在、クレアモールでは商店会カルテが更新されるまでの間に新たに顕在してきている課題がありますので、二回目ではそちらに触れていきたいと思っております。

まず、一つ目として、不当な客引きの問題であります。

昨年後半ごろよりクレアモールには不当な客引き注意を呼びかける多数の立て看板が設置されていることは御存じでしょうか。商店街が発展し、多種多様な店が出店されますと各商店同士の競争が激化することになります。このような不当な客引き行為は、全国の多くの繁華街が抱える課題でもありますし、活性化を進める他の市内商店街においても発生し得る問題だと思われまます。

そこで、二回目の一点目として、クレアモールでの不当な客引きについて、市民の声や相談等を含め現状をどのように認識しているのかお伺いいたします。

二回目の二点目として、不当な客引きに対しては法律や県条例によって取り締まりが行われていると思

いますが、川越市が把握している範囲で結構ですので、クレアモールでの不当な客引きについて県警による検挙の実績はどのようになっているのかお伺いいたします。

あわせて三点目に、クレアモールでの不当な客引きについて市としてどのような対応をしてきたのかお伺いいたします。

あわせて四点目に、不当な客引きへの対応についてどのような課題があると考えているのかお伺いいたします。

次に、先ほども少し触れましたが、路面の美装化の状況についてであります。

クレアモールではかなり早い段階からこの美装化を済ませており、完成当初には私も、川越がこれからますます発展していくという期待が高まり、わくわくしたのを記憶しております。しかし、その完成から早くも二十年近くが経過し、エリアの一体感を知覚的にあらわすという点においては現在もその役割を果たしているとは思いますが、一方で老朽化が進み、各所でがたつきや破損、ヒールなど細いかかとがはまってしまいうき間があいているなど、安全な歩行空間としての機能に不安が出始めております。

そこで、五点目として、クレアモールの路面整備の手法とその概要についてお伺いいたします。

また、クレアモールの路面整備においては、当時、一部補助を受けながら地元商店街の方々が費用負担をしたと記憶しておりますが、六点目として、クレアモールの路面整備に費用を負担している商店街の方々の財産の扱いはどのようになっているのかお伺いいたします。

七点目に、クレアモールの路面の維持管理の状況と道路の路面状況に対する状況把握についてお伺いし、二回目の質問とさせていただきます。

(松田裕二保健医療部長登壇)

○松田裕二保健医療部長 御答弁申し上げます。

帳簿や幼齢個体の販売に関する確認についての市の対応についてでございます。

市といたしましては、新聞報道後、市内にある犬猫の販売施設に対し帳簿や幼齢個体の販売に関する確認、施設の衛生状況等について監視指導を開始しました。現在四十二施設中二十施設に対して実施しており、平成二十九年三月末日までには市内全ての施設に対する監視指導を実施する予定でございます。

また、今後は犬猫を扱う動物取扱業の新規登録時及び五年ごとの更新時、市民等から犬猫の販売施設に関する苦情や現地確認が必要な情報が寄せられた場合に加えて、更新時以外の立入検査を実施することによ

り、犬猫販売業者に義務づけられている適正な取り扱いの推進を図ってまいります。

以上でございます。

(大岡 敦市民部長登壇)

○大岡 敦市民部長 二項目めの所管部分について御答弁申し上げます。

初めに、クリアモールでの不当な客引きについての認識についてでございます。

市民意見箱や市民からの陳情等にもクリアモールの客引きの取り締まりについての意見が寄せられており、市といたしましても、クリアモールにおいて主に夜間に不当な客引き等が行われ、不安に思われている市民の方がいらっしゃることについて認識しているところでございます。

続きまして、クリアモールでの不当な客引きについての県警による検挙の実績についてでございます。

川越警察署によりますと、川越市内における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び埼玉県迷惑行為防止条例による過去五年の客引きの検挙数は、平成二十四年が十二件、平成二十五年及び二十六年がゼロ件、平成二十七年が四件、平成二十八年が九件となっております。

続きまして、クリアモールでの不当な客引きへの対応につきまして、所管部分について御答弁申し上げます。

本市といたしましては、不当な客引き対策に特化したの施策は講じておりませんが、街頭犯罪等を防止するため、平成十六年にクリアモール周辺と川越駅及び本川越駅周辺を川越市防犯のまちづくり重点地域に指定し、警察、自治会、商店街などと連携し、防犯のまちづくりのための助言、犯罪情報、防犯情報等の資料の収集や提供、さらに、防犯パトロール用の資機材の提供、防犯灯などの施設整備に係る支援などを行ってまいりました。また、クリアモール周辺地域で春と夏に防犯キャンペーンを、十二月に年末防犯パトロールを実施しているところでございます。

最後に、不当な客引きへの対応に関する課題についてでございます。

不当な客引きの取り締まりや風俗営業店に対する許認可、指導、処分につきましては、警察に権限が与えられているもので、市で対応するには限界があるところでございます。なお、警察に伺ったところによりますと、警察としても不当な客引きに対する指導、取り締まりを積極的に実施しており、実施直後は一旦減少するものの日時の経過に伴い時間帯や場所、方法等が変更され、再び不当な客引きが行われているとのことでございます。

しかしながら、安全・安心なまちづくりのためには、市といたしましてもでき得る限りの対策を講じ、警察、自治会、商店街の方などと連携し対応していく必要があるものと考えているところでございます。

以上でございます。

(田中三喜雄産業観光部長登壇)

○田中三喜雄産業観光部長 答弁申し上げます。

クリアモールでの不当な客引きへの対応につきまして、所管部分について御答弁申し上げます。

市では商店街振興の立場から、安心して買い物ができる施設整備として行う商店街の防犯カメラの設置に対し、その経費の一部を助成する制度を設け、商店街の取り組みを支援しております。クリアモールを構成する二つの商店街にはこの制度を活用していただき、川越サンロード商店街振興組合が平成十六年度に、川越新富町商店街振興組合が平成二十二年度にそれぞれ十八基の防犯カメラを設置されております。

以上でございます。

(小谷野雅夫建設部長登壇)

○小谷野雅夫建設部長 御答弁申し上げます。

クリアモールの路面整備の整備手法と概要についてでございます。

クリアモールの整備は、商店街の快適な歩行者空間を確保し、商店街の活性化を目的に平成七年度から平成十年度の四力年で電線類の地中化工事とともに路面整備工事などを行ったものでございます。このうち電線類の地中化工事につきましては市が実施しておりますが、路面整備などにつきましては、川越新富町商店街ショッピングモール実施事業といたしまして商店街振興組合が国、埼玉県、川越市からの一部補助を受け工事を実施したものでございます。

クリアモールの路面整備の概要といたしましては、現在、路面整備がされておりますアトレ北側交差点から都市計画道路本川越駅前通り線との交差点までの延長約七百四十メートル、幅員約六メートル及びクリアモールに接続する取り付け道路九路線、総延長約二百メートル、幅員約四メートルの道路について、石張りの舗装整備、化粧ぶたを使用したU形側溝整備及び街路灯の設置などを実施したものでございます。

次に、クリアモールの路面整備に費用を負担している商店街の財産の扱いについてでございます。

クリアモールは市道一三四二号線として市道認定されておりますので、道路の路面整備につきましては、商店街が工事を行う際には市の承認を受けた上で工事を行ったものでございます。この工事が完了した後、商店街振興組合と維持管理に関する協定を締結し、街

路灯などの商店街振興組合の管理する施設を除き、路面及び排水施設につきましては、市の財産として引き継いでおります。

次に、クリアモールの路面の維持管理の状況と道路の路面に対する市の状況把握についてでございます。

クリアモール全線の路面整備につきましては、平成八年度から平成十年度の三カ年で景観に配慮した石張り舗装を行っております。整備完了後の路面の主ながたつきは、クリアモール沿いで営業している飲食店などが依頼しているごみなどを収集するパッカー車や商品搬入車の通行により発生したものと考えております。そのため平成十八年度から平成二十年度の三カ年で、アトレ北側交差点から北に延長約二百三メートル及び都市計画道路本川越駅前通り線から南に延長約百九十メートルの合計三百九十三メートルについて、路肩部分を除く車道部分の舗装修繕工事を行いました。現在におきましては、未施行の路肩部分や舗装修繕工事を行っていない部分で路面のがたつきが発生している状況でございます。

なお、路面の状況把握につきましては、市民からの通報や道路パトロールにより部分的に把握している状況でございますが、詳細な路面状況につきましては、把握できていない場所もあるものと考えております、以上でございます。

(樋口直喜議員登壇)

○樋口直喜議員 それぞれ御答弁いただきました。

まず、犬猫販売業者に対する監視指導についてですが、川越市としても新聞報道を受けて早速、市内の犬猫販売施設に対して帳簿や幼齢個体の販売に関する確認、あわせて施設の衛生状況等などについても監視指導を実施していただいております、年度内に全ての施設に実施される予定であると御答弁いただきました。また、立入検査についても、これまで以上に推進していただける予定とのことでもあります。

今回の新聞報道では少し残念な取り上げられ方ではありましたが、一方で、名指しをされなかった部分については、他の自治体の水準と同等か、それ以上に御努力いただいていることも今回の質問を通じて理解させていただきました。また、報道を受け、すぐに改善を図っていただいていたという点について、人手不足等の課題も挙げられている中ではありますが、本市の担当課における前向きな姿勢が見え、心より評価をさせていただきたいと思っております。

今後もさらに適正な動物愛護行政が推進されますことを御期待申し上げ、一項目めについては以上とさせていただきます。

続きまして、二項目めでございます。

まず、不当な客引きの課題についてですが、市としても不安に思っている市民の方がいらっしゃることに認識をしている一方、県警に権限があるために市としての対応には限界があること、また、県警の検挙実績を確認させていただきましても、取り締まり実施直後は減少するものの時間がたつとまたあらわれてくるという実態が示されており、対応の難しい課題であることは理解できました。また、そのような難しい課題の中におきましても、市として、安全・安心なまちづくりのためには、でき得る限りの対策を講じる必要があるといった前向きな御答弁をいただきました。

御答弁いただいたとおり、安心・安全なまちづくりの観点から、この不当な客引きの課題、そして、もう一つの歩行空間の安全性の確保は、商店街振興において重要な課題であると考えます。このクリアモールに限らず、商店会振興が進み商店街が発展しますと必然的に人通りが多くなります。多くの人を通る商店街が心理的、物理的に安心安全に通行できなくては、多くの人々のイメージとして、川越は安心・安全なまちとは離れたまちづくりであると感じられてしまうおそれもあります。逆に多くの人を通る商店街が安心安全を感じてもらえる空間であるならば、川越市全体が安心安全なまちのイメージにもつながります。

このように考えますと、客引きの問題については、心理的な不安を与えてしまう課題であります。不当な客引きは、全国的にも繁華街には多く見られる課題であり、大変難しい課題だとは認識しておりますが、クリアモールでは、先ほど述べたように、自主的に注意喚起の立て看板を設置したり、御答弁にもありましたが、市からの一部補助を受けながらも多額の費用を投じて防犯カメラを設置したりと、地域でできることに對しては既にかんがりの御努力をいただいております。

また、先日、二月二十七日からは、商店街に設置しているスピーカーから、毎度クリアモールを御利用ありがとうございます。道路上の客引きに御注意ください。しつこい客引き、迷惑な客引きに遭った、見た方は、すぐに一一〇番通報をお願いします。悪質な客引きがふえています。絶対に客引きについていけないでくださいといった注意喚起の放送を十七時から二十一時の間、三十分ごとに流すという新しい取り組みを始めていただいております。

しかしながら、先ほどの御答弁のとおり、取り締まりは県警の権限でもありますので、地域で対応するには限界があります。川越市としましても同様の壁はあるかとは思いますが、同じく県警の権限の範囲である振り込め詐欺への対応では、市は県警や関係団体と一体となって被害防止に効果を出していただいている

る実績もございます。このようなことから、地域が自主的な取り組みとして重点を置いているこのタイミングに合わせて、川越市としましてもいま一歩踏み込んだ取り組みをすべきであると思います。

そこで、三回目の一点目として、クリアモールでの不当な客引きについて市としてどのように対応していくのか、御見解をお伺いいたします。

また、路面についての御答弁もいただきました。

こちらは安心・安全なまちづくりにおける物理的な安全の確保の観点であります。クリアモールは平成七年から平成十年に整備され、既に事業実施から二十年ほど経過していること、財産の扱いについては市が引き継いでおり、市が維持管理していることを理解させていただきました。また、維持管理の状況として、平成十八年から平成二十年の間と完成から十年ほどのタイミングで一部では既に修繕を行っていたという実績とともに、修繕がされていない箇所では路面のがたつきが発生していることを認識されている旨もお答えいただきました。

この若干十年ほどのタイミングで既に修繕を行っていることにも示されており、また、これは現在の立門前線整備の地域での検討資料にも記載されていることではあります。クリアモールに採用されている、また大正口マン通りにも採用されている自然石舗装は、高級感があるものがたつきが出やすいという特徴がわかってまいりました。また、通常の路面に比べて、その補修にも費用がかさむこと、また、具材が既に市場になくなっており、修復ができないなどの課題も含んでおります。

このように管理が難しく維持コストも通常よりもかさんでしまうことは、時間の経過とともに把握をしながらも、現状としましては、市民からの通報や道路パトロールによって部分的に把握した箇所について部分的に補修をかけるということを繰り返しているのが実情かと思われま。

また、路面状況について、川越市としては、部分的には把握しているものの詳細な状況については把握できていない場所もあると御答弁いただきましたが、現在では全体的に老朽化が進んでおり、通報される状況も以前に比べて相対的に悪化が進行してからということになってしまっているのが実態であり、時間経過とともに歩行空間の全体的な安全性に陰りが出てしまっております。

現在の財政状況等を鑑みますと、すぐに全体をどうにかするということは困難であることや地元商店会の方々との調整等にも時間がかかることは理解をしておりますが、時間がかかる課題、また多額の費用が発生する課題、また通行する多くの方に影響する課題

だからこそ早い段階から全体の状況把握や検討をすべきであると考えます。

そこで、三回目の二点目として、今後クリアモールの路面の老朽化への対応を検討すべきだと思うが、市の方針について御見解をお伺いいたします。

以上、私の一般質問とさせていただきます。

(大岡 敦市民部長登壇)

○大岡 敦市民部長 御答弁申し上げます。

クリアモールでの不当な客引きへの対応についてでございます。

クリアモール周辺は川越市防犯のまちづくり重点地域であることから、自治会、商店街などの皆様の御意見を伺い、警察や地域の皆様との連携を図りながらクリアモール商店街の安全・安心の確保を図ってまいりたいと考えております。引き続き、春と夏の防犯キャンペーンや年末防犯パトロールを実施することに加え、職員による夜間防犯パトロールなどの実施などについても検討し、自転車盗やひったくり等の街頭犯罪の防止とあわせて不当な客引きの防止についても対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(小谷野雅夫建設部長登壇)

○小谷野雅夫建設部長 御答弁申し上げます。

クリアモールの路面の老朽化への対応の方針についてでございます。

石張り舗装のがたつきにつきましては、引き続き部分的な補修を行い、歩行者の安全確保に努めてまいります。

なお、クリアモールの路面の老朽化の対応につきましては、未施行の路肩部分や全面的に舗装修繕工事を実施していない部分を含めて路面の老朽化調査を実施した上で、地元商店街とも調整を行いながらどのように対応していくか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

※ 本資料は川越市議会の公式記録ではありません。

※ 川越市 HP から全ての議事録が閲覧可能です。

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/benrinaservice/gikaikaigiroku.html>